

会 議 録

第 1 0 回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

日 時	平成 2 8 年 1 月 2 8 日（木） 午後 2 時 開会
場 所	城辺庁舎 2 F インキュベート室
出席委員名	委員長 佐平 博昭 委員長職務代理者 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 佐和田 勝彦 教育長 宮國 博
欠席委員名	
説 明 員	学校教育課長 前泊 一郎 学校教育課指導係 清家 美奈
事 務 局 員	教育部長 仲宗根 均 生涯学習部長 平良 哲則 総務係長 松堂 英彦
欠席事務局員	教育総務課長 上地 成人

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	会議録の承認について(平成 2 7 年度第 9 回定例会)	承認
報 告	教育長報告	—
議案第24号	下地玄信育英基金条例の議案提出依頼について	可 決
議案第25号	臨時代理処分の承認について(宮古島市教育委員会 人事異動の承認について)	承認
議案第26号	宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情 対応規程の一部を改正する訓令について	可 決

議案第27号 その他	宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について	可 決 —
-------------------	---------------------------------	--------------

備 考		
-----	--	--

会 議 録

佐平委員長	<p>これより第10回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>それでは議事日程に入ります。日程第1は前回定例会会議録の承認事項となっております。会議録の確認をお願いします。</p> <p>会議録について質疑がありましたら発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
佐平委員長	<p>第9回定例会会議録については、承認といたします。</p> <p>続きまして日程第2 教育長報告となっております。報告をお願いします。</p>
教育総務課 総務係長	<p>※別紙 教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告。</p>
佐平委員長	<p>教育長日程について、確認したいことがありましたらどうぞ。</p> <p>※市議会文教社会委員会伊良部地区小中一貫校建設用地視察同行について</p>
佐平委員長	<p>日程第3 議案第24号 下地玄信育英基金条例の議案提出依頼について説明をお願いします。</p>
宮國教育長	<p>※議案第24号 読み上げて提案。</p>
教育総務係 長	<p>※別紙「下地玄信育英基金条例」を読み上げて説明。</p>
佐和田委員	<p>この基金については、どのような形で活用するのですか。</p>
宮國教育長	<p>宮古島市の医師不足解消にという話もありますが、特別に医師確保・医師養成のためだけでなく人材育成及び青少年の健全育成を図るため、幅広く利用したいと考えています。</p>
佐平委員長	<p>運用の収益を一般会計に入れるのはなぜですか。</p>
教育部長	<p>公金ですので透明性を図るため予算書に計上します。歳入・歳出</p>

	を予算書の中で表示して見せる必要があります。
佐和田委員	今後、規則等が別に定められていくことになるわけですね。
宮國教育長	そうです。
佐平委員長	有効活用できるように早めに検討して下さい。
佐平委員長	では日程第3 議案第24号 下地玄信育英基金条例の議案提出依頼については、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
佐平委員長	日程第3 議案第24号については原案のとおり可決とします。 続きまして日程第4 議案第25号 臨時代理処分の承認(宮古島市教育委員会人事異動の承認について)について、提案と説明をお願いします。
宮國教育長	※議案第25号 読み上げて報告し、承認を求める。
佐平委員長	議案第25号について、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なし)
佐平委員長	それでは日程第4 議案第25号については、原案のとおり承認とします。 続きまして日程第5 議案第26号 宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令について、提案と説明をお願いします。
宮國教育長	※議案第26号 読み上げて提案。
学校教育課長	※別紙「訓令改正議案新旧対照表、資料2 沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則、訓令改正議案関係例規」にて説明。 これまでの評価は自己申告で校長が評価をしていたが、今回新たに「業績評価、能力評価」が出てきて、この部分を面談し評価する。それに対して苦情が出た場合に申請をするという形になります。

佐平委員長 苦情申請というのは、評価された先生が評価に対して不満がある時に申し出が出来るということですか。

学校教育課長 そうです。

佐平委員長 日程第5 議案第26号 宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

日程第5 議案第26号については原案のとおり可決といたします。

続きまして日程第6 議案第27号 宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について、提案と説明をお願いします。

宮國教育長 ※議案第27号 読み上げて提案。

学校教育課指導係 ※別紙「宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令、訓令改正議案新旧対照表、訓令改正議案関係例規」にて説明。

第3条の追加については、県の教育委員会のほうから特別支援教育対象の児童生徒については通常学級に在籍していても、対象児童生徒の為の教育支援計画や指導計画を作成していることが望ましいとの助言があり、特に対象中学生に関しては入学時からの教育支援計画・個別指導計画があること、中間・期末テストのような定期考査で配慮がなされているという実績があると高校入試時に特別な配慮を受けられることがあるので是非この部分を学校側に頑張っ作成していただきたいということで教育支援計画・個別指導計画の義務化を取り入れたいというのが目的です。

第7条第2項については、今特別支援員の要請件数が大変増加しており、発達障害の児童生徒を学校側の見る目が的確になってきており、支援員の増加・ニーズが高くなっています。その中で、へき地校の1学級の人数が少ないクラスでも要請があり、市内の大人数の学級の中に発達障害の児童生徒が数人いるような学級でも要請が

	<p>ある。支援員の人数には予算の限りがあり公平に分配したいので、在籍している通常学級の人数が8名以下の学級には配置しないという内容になります。</p>
佐和田委員長職務代理者	<p>それは、健常児が8名以下の場合には配置しないということですか。</p>
学校教育課指導係	<p>はい。ただ必ずしも8人全員が健常児かということ、親御さんが納得せず、障がいがあるが通常学級に在籍しているケースもあるので必ずしも全員が健常児ではない可能性はあるが、基本的に支援学級は障がい確定してかなり重いケースであっても8名までは支援学級担任の先生が1人で見ているので、何かしらの基準の数値は必要かと思ったので支援学級の標準を持ってきました。</p> <p>ただ、本人や周りの児童生徒の安全が脅かされるケースもあるので8名以下であっても安全面に支障があると判断される場合に関しては派遣しますが、学習面の部分に関しては配置せず担任の先生に頑張ってもらいたいと思っています。</p>
佐和田委員長職務代理者	<p>診断書とか必要ですか。</p>
学校教育課指導係	<p>はい。支援員を申請する場合は全員に診断書を提出してもらっています。</p>
野原委員	<p>支援員というのは、特別支援学級には配置してないのですか。</p>
学校教育課指導係	<p>基本的には配置していません。ただ、重複障がいの児童がいる場合は担任の先生の負担が大きいためその場合は考慮して配置するケースもあります。中には特別支援学校という判定になっても親御さんがどうしても通常の学校に通わせたいということで特別支援学級に通っている場合があるので、判定よりも重い障がいで配置先にいる場合には派遣している場合もあります。ただし安全面や生活面に支障がある場合のみです。</p> <p>また、これまで支援員に月に1回業務報告書を提出してもらっていましたが、学校側から日誌を重点的に書いてもらわないと日々の様子が把握出来ないというような意見があったので、これまでの報</p>

告書を無くして、日誌のほうに具体的な支援の詳細を書いてもらい、その日誌を学期前に提出してもらおう形に変えたいと思います。

佐平委員長

日程第6 議案第27号 宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

佐平委員長

日程第6 議案第27号については、原案のとおり可決といたします。

佐平委員長

(休憩します)

佐平委員長

(再開します)

日程第7 その他

※平良学校給食共同調理場の民間委託について

平成28年度当初予算一次内示状況等。

※「障がい者差別解消法」について

法律の概要について情報提供。

※児童生徒の自殺の件に関する調査委員会の設置について

現状、課題、今後の進め方等について情報交換。

※市立幼稚園学級編成について

※福嶺中学校生徒の転校について

※認定こども園について

※県市町村教育委員会第3回理事会について

※市町村教育委員会教育委員・教育長研修会について

佐平委員長

それでは本日の日程はすべて終了しました。

以上をもちまして本日の定例会を閉会します。